

F N o . 6 ・ 5 ・ 1
令和3年3月30日

市内介護施設等 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種について (通知)

日頃より、本市の福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
また、令和3年2月15日付け「高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種に係る調査」に御協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種について、医療提供体制や施設入所者数等の施設規模を踏まえ、順次接種を開始いたしますが、4月中に本市に配分されるワクチンの量が限定的であるため、当面の間、接種を実施する施設とは個別に調整させていただきます。

なお、高齢者施設での本格的な接種開始時期等については、ワクチンの供給量等を踏まえ、改めて御案内いたしますので、別紙を御確認いただき、引き続き準備を進めていただきますようお願いいたします。

また、市ホームページで随時情報を更新していきますので、御確認ください。

<市ホームページ>

○URL

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kaigo/1022694.html>

○掲載場所

暮らし・手続き ⇒ 介護 ⇒ 事業者向け情報 ⇒ その他
⇒ 高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種について

以 上

<お問い合わせ先>

○リスト等の提出等に関すること
健康福祉局地域包括ケア推進部
福祉基盤課指導班
電話 042-769-9226

○ワクチン接種に関すること
健康福祉局保健衛生部疾病対策課
新型コロナウイルスワクチン接種班
電話 042-769-7200

高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種体制について

1 接種券等の発送等について

(1) 接種券・予診票等の発送時期

新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合、接種券及び予診票が必要となります。
本市では、4月下旬以降、順次住民登録地に発送する予定となっておりますので、接種までに入所者の接種券を手元に準備してください。

なお、自治体によって接種券の発送時期が異なりますので、住民登録が市外にある方の接種券については、当該自治体の情報をご確認いただくとともに、ご家族等の協力等を得ながら、接種までに入所者の接種券を手元に準備してください。

(2) 施設入所者と同時接種を予定している従事者の「接種券付き予診票」の発送時期

高齢者施設で入所者と同時期に接種を行う従事者は、既にご提出いただいている「同時接種予定従事者リスト」に基づき、「接種券付き予診票」を4月下旬以降に施設へ送付いたします。

既にご提出いただいている「同時接種予定従事者リスト」に変更がある場合は、市ホームページで様式をダウンロードの上、次の提出期間に再度ご提出（リストの差替え）をお願いいたします。

○提出期間：令和3年4月19日（月）～4月23日（金）

○宛先：相模原市福祉基盤課 fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp

2 高齢者施設の従事者の範囲の拡大について【併設の居宅サービス事業所】

国の基本的な考え方の改正により、新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスを提供する意向等がある事業所で、実際にサービスを提供する従事者は、優先接種の対象に含めことができるようになりました。

※詳細については、別紙2「高齢者施設の従事者の範囲拡大について」をご確認ください。

3 その他

接種開始時期や協力医療機関等との調整方法等については、本市へのワクチン供給量等を踏まえ、改めてご案内いたします。

また、令和3年2月15日付け「高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種に係る調査」の回答において、接種医療機関が確保できていない施設は、別途、個別に調整いたします。

介護施設等管理者様

はじめにお読みください

新型コロナウイルスワクチンに係る 「接種券付き予診票」（従事者分）の送付について

●送付書類

- ①「接種券付き予診票」（従事者分）
- ②「新型コロナウイルスワクチン予防接種についての説明書」

●送付書類について

①「接種券付き予診票」（従事者分）

高齢者と同時接種を行う従事者にお渡しいたき、接種までに必要事項を記入するよう依頼してください。

②「新型コロナウイルスワクチン予防接種についての説明書」

新型コロナウイルスに係る詳しい情報については、別添のこちらを参考願います。

●注意事項

- ・今回送付の「接種券付き予診票」（従事者分）は、施設内での接種に限り有効であり、集団接種・個別接種では使用できません。
- ・今回送付の「接種券付き予診票」（従事者分）でワクチンを接種した方についても、後日、住民登録のある自治体から接種券が送付されますが、その接種券については、使用しないよう従事者に周知してください。
- ・厚生労働省ホームページより「医療従事者向け接種記録書（様式4-1）」をダウンロードの上、接種後には、接種医療機関が持参する「ワクチンロットシール」を貼付してください。

福祉基盤課 指定・指導班

042-769-9226